

京都市告示第108号

平成28年5月24日付けで認可した稗口町内会，平成24年5月24日付けで認可した醍醐和泉町町内会，平成14年6月5日付けで認可した西裏町町内会，平成25年10月16日付けで認可した新御幸町町内会，平成16年1月13日付けで認可した南里町内会について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により，告示された事項に変更があったとして届出があったので，同条第10項の規定により，次のとおり告示します。

平成29年5月2日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 稗口町内会

(1) 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市上京区稗口町158番地の4	京都市上京区日暮通出水上ル稗口町158番地

(2) 代表者の氏名

変更前	変更後
谷口 順一	葛城 宏道

(3) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市上京区稗口町158番地の4	京都市上京区日暮通出水上ル稗口町158番地

2 醍醐和泉町町内会

(1) 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市伏見区醍醐和泉町112番地の3	京都市伏見区醍醐和泉町6番地の2

(2) 代表者の氏名

変更前	変更後
伊藤 岳博	北村 宗彦

(3) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市伏見区醍醐和泉町112番地の3	京都市伏見区醍醐和泉町6番地の2

3 西裏町町内会

(1) 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市右京区山ノ内中畑町1番地の9	京都市右京区山ノ内西裏町3番地の16

(2) 代表者の氏名

変更前	変更後
上川 正浩	釜元 孝史

(3) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市右京区山ノ内中畑町1番地の9	京都市右京区山ノ内西裏町3番地の16

4 新御幸町町内会

(1) 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市上京区新御幸町35番地の2	京都市上京区新御幸町53番地

(2) 代表者の氏名

変更前	変更後
水上 健史	山際 善之

(3) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市上京区新御幸町35番地の2	京都市上京区新御幸町53番地

5 南里町町内会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
清水 裕士	松本 勇二郎

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市伏見区醍醐榎ノ内町3番地	京都市伏見区醍醐榎ノ内町4番地の7

(文化市民局地域自治推進室)